

労 働 協 約 書

令和7年1月28日

労働協約書

大阪府（以下「府」という。）は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）及び労働組合法（昭和24年法律第174号）に基づき、府に勤務する地方公営企業等の労働関係に関する法律附則5項に規定する一般職に属する地方公務員（以下「従業員」という。）が結成する大阪府従業員組合（以下「組合」という。）との間に、次のとおり協約を締結する。

第1章 総 則

第1条 府は、組合の健全な発展を尊重し、従業員の生活の安定に努め、組合は、組合員をして法令、規則等に基づく秩序及び規律を厳守せしめ、府行政の能率化に協力するものとする。

2 府は、給与、勤務時間その他の勤務条件に係る組合との合意事項を尊重し、その変更に関しては、組合と誠実に協議を行うものとする。

第2条 府及び組合は、第1条第1項の目的を達成するため、業務協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営に関しては、第2章に定めるところによる。

第3条 府は、従業員に関する次の各号に掲げる事項については、あらかじめ組合と協議した後、協議会に付議するものとする。

- (1) 賃金その他給与に関する事項
- (2) 労働時間、休日及び休暇に関する事項
- (3) 昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項
- (4) 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項
- (6) 苦情処理に関する事項

第4条 組合員が給与を受けながら組合のためその業務を行い、又は活動することができる場合又は期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項について、府と団体交渉を行う場合
- (2) 技能労務職員就業規則（平成23年大阪府規則第22号）第14条第2項に規定する休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）及び同規則第

15条第1項に規定する代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）並びに年次休暇並びに休職の期間

第5条 協議会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第13条に規定する苦情処理共同調整会議の行う苦情処理に関する事項を掌るものとする。

第2章 業務協議会の組織及び運営

第6条 協議会は、府及び組合が職員又は組合員の中から選出する双方7名の委員をもって構成する。

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 協議会に委員長、副委員長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、協議会の事務を統理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代理する。

第8条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 第3条各号に掲げる事項

(2) 第5条に定める苦情処理共同調整会議に関する事項

第9条 委員長は、関係部課長及び組合に対して、審議に必要と認められる資料の提示を求めることができる。

第10条 協議会において審議した事項については、府及び組合の双方は、誠意をもって履行しなければならない。

第11条 協議会は、必要の都度又は委員の2分の1以上からの請求がある場合において委員長が招集する。

第12条 協議会は、府側委員及び組合側委員のそれぞれの2分の1以上の出席がなければ成立しない。

第13条 協議会の議事は、出席委員3分の2以上の同意により決する。

第14条 委員がやむを得ない理由により出席できないときは、あらかじめ協議会に提出した補充委員の中から代理者を出席させることができる。

2 第6条第1項の規定は、前項の場合に準用する。

第15条 協議会は、必要に応じ幹事を置くことができる。

2 幹事は、職員又は組合員の中から選出し、会議の準備、会議録の作成等会務を処理する。

第3章 従業員の賃金その他給与

第16条 従業員の賃金その他給与に関する事項は、第3条の規定による決定に基づき別に定めるもののほか、この協約書の定めるところによる。

2 従業員の給与は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第2項及び第3項に規定する原則に基づき定めなければならない。

第17条 従業員の給与は、給料及び手当とする。

第18条 従業員に適用する給料表は、技能労務職給料表とする。

第19条 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

2 手当の支給要件は、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪府条例第5号）の定めるところによる。

第20条 従業員の給与の支給方法その他給与に関する事項は、第16条から前条までに定めるもののほか、職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）が適用される職員の例による。

附 則

第21条 この協約は、令和7年2月1日から起算して1年間有効とする。ただし、府又は組合から期間満了1か月前までに改正の申出がないときは、さらに1年延長する。

2 この協約を改正する場合において、新協約が締結されるまでの間はこの協約の例による。

この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、府及び組合が各1通保有する。

令和7年1月28日

大 阪 府

代表者 大阪府知事 吉 村 洋 文

大阪府従業員組合

代表者 組 合 長 山 原 一 晃